

+

指定居宅介護（支援）サービス利用契約書 重要事項説明書

契約者
裏にも

代理人
裏にも

保証人
裏にも

事業所
裏にも

指定特定施設入居者生活介護事業所

平成 18 年 12 月 7 日

指定番号 岐阜県 2171100866

社会福祉法人 美徳会
ケアハウス ビアンカ

第1章 総則

(契約の目的)

- 第1条** 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める特定施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する特定施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「特定施設サービス計画」という）は、添付『重要事項説明書』に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第16条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

(施設サービス計画の決定・変更)

- 第2条** 事業者は、介護支援専門員等に第1条第2項に定める特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 特定施設サービス計画は、計画作成担当者が特定施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、契約者及びその家族等の要請に応じて、計画作成担当者に、特定施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、特定施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、特定施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、特定施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

- 第3条** 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ケアハウスにおいて、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

- 第4条** 介護保険給付外サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。

- ① 特別な食事の提供
 - ② 理美容
 - ③ 教養、娯楽及びレクリエーション行事等のサービス
 - ④ その他生活サービス
- 2 第3条、第4条のサービスの提供に当たり
- ① 家族に対し処遇上必要な事項についてわかりやすく説明します。
 - ② 本条の各種サービスの提供にあたり要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、心身の状況に応じて処遇を妥当適切に行い、漫然かつ画一的なものとならないように配慮します。
 - ③ 保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その利用状況を把握するようにします。

(サービスの場所)

- 第5条** 事業者は、契約者にとって適切なサービスを提供するために必要な場合には、契約者に対して、その居室において、サービスを提供することができるものとします。

- 2 前項の必要性の判断は、契約者の意思を確認し、契約者の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聞いて行うこととします。

(運営規定の遵守)

第6条 事業所は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

第2章 料金

(サービス利用料金の支払い)

第7条 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担：通常は介護保険負担割合証記載の負担割合）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担を除く金額が介護保険から払い出されます（償還払い）。）

- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者はおむつ代等第3条及び第4条に定めるサービスの提供において必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月28日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

第8条 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 前条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して事前に説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務等

(事業者及びサービス従事者の義務)

第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため

緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

- 5 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新の申請援助を行うものとします。
- 6 事業者は、契約者に対する特定施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 7 サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

第10条 事業者、サービス従事者又は従業員は、特定施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第4章 契約者の義務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第11条 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって、利用するものとします。

- 2 契約者は、サービス実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシーの保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(契約者の禁止行為)

第12条 契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- ① 飲酒・喫煙
- ② サービス事業所又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- ③ その他決められたもの以外の持ち込み

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第13条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘

酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第14条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が、契約終結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者が、サービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第15条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第7条第5項の規定を準用します。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由)

第16条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提示が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(契約者からの契約解除)

第17条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設サービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

- ⑤ 本人の意思による、契約解除については退居日の1か月前に申し出るものとする。
- ⑥ 1か月前に申し出でない退居の場合は退居月の1か月分の利用料を契約者は事業者に支払うものとする。

(事業者からの契約解除)

第18条 事業者は契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 契約者が、契約終結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② 契約者が、故意又は重大な過失により従事者又はサービス事業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本状を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ③ 契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
 - ④ 契約者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、その後、1か月間催告にも関わらず、これが支払われない場合。
- ⑤ 誓約書記入事項に従わない場合
- 2 前項の規定による契約終了後、退居までに事業者が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

(居室明け渡し―清算―)

第19条 契約者は、第16条により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

- 2 明け渡しに際しては、事業者の指定業者によりルームクリーニング及び居室の損傷個所の原状回復を契約者の負担で行うものとします。
- 3 契約者は、第1項を約するため、事業者に対し入居時に保証金として300,000円を納めるものとします。
- 4 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 5 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については第7条第5項を準用します。

(残置物の引き取り等)

第20条 契約者は、本状が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引き取り人」という）を定めることができます。

- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は残置物引き取り人にその旨連絡するものとします。
- 3 契約者又は残置物引き取り人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。

但し契約者又は残置物引き取り人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。

- 4 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、契約者又は残置物引き取り人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を

契約者又は残置物引き取り人に引き渡すものとします。

- 5 事業者は、契約者が残置物引き取り人を認めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第7章 その他

(苦情処理)

第21条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(事故発生時の対応)

第22条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

(裁判管轄)

第23条 本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、岐阜地方裁判所多治見支部をもって第一管轄裁判所とすることを、事業者及び契約者は予め合意します。

(重要事項説明書について)

第24条 契約者又は代理人は、本契約に基づく添付「重要事項説明書」について説明を受け、施設サービスの提供開始に同意します。

(協議事項)

第25条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第 39 号第 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

重要事項説明書

1 事業者主体概要

事業者の名称	社会福祉法人 美徳会
法人所在地	岐阜県多治見市上山町 1-97-2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 西尾 太志
設立年月	平成 10 年 7 月 2 日
電話番号	(0572) 25-0780

介護保険法令に基づき岐阜県知事から指定を受けている提供サービス及び事業所名（指定番号）

介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ビアンカ	(2171100247)
短期入所生活介護(介護予防有り)	特別養護老人ホーム ビアンカ	(2171100247)
通所介護	ビアンカデイサービスセンター	(2171100296)
居宅介護支援サービス	ビアンカ居宅介護支援事業所	(2171100585)
訪問介護	ビアンカヘルパーステーション	(2171100643)
特定施設入居者生活介護(介護予防有り)	ケアハウス ビアンカ	(2171100866)

2 当法人の基本理念

基本理念	ビアンカ～美しく安心のできる家～という如く、家庭的な温もりのある生活の場で暮らしていただくために以下の基本理念を定める。 ① 利用者の生活の中で、基本的人権が守られるよう細心の配慮をもって介護する。 ② 利用者が安心して家庭的な生活を送り、幸せを感じることができるような介護をする。 ③ 利用者が目標と生きがいを持てる、生きている喜びを感じることができるような介護をする。
------	---

3 事業所概要

事業所の名称	ケアハウス ビアンカ
事業所の所在地	岐阜県多治見市上山町 1-92-1
代表者名	施設長 西尾 真由弓
電話番号	(0572) 21-3814
FAX 番号	(0572) 21-3815
E-mail アドレス	info@bitokukai.com

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、要支援・要介護状態にある高齢者に対して適正な介護事業を提供する。
施設の運営の方針	この事業は、要支援・要介護状態にある高齢者に対して、適切な介護を提供し利用者のＱＯＬの向上に努める。

5 施設の概要

特定施設入居者生活介護

敷地	1,815 m ²
建物	鉄筋コンクリート 5 階建
延べ床面積	3,447.70 m ²
利用定員	50 名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
1人部屋	50室	986 m ²	19.72 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	
食堂	5室	46.445 m ²	1室あたり
便所	各階1室、各部屋1室	3.0 m ²	1室あたり
一般浴室	1室	45.99 m ²	
機械浴室	1室	20.7 m ²	

6 職員体制（主たる職員）

従業者の種類	事業者指定の基準	員数	区分				資格保有者
			常勤		非常勤		
			専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1	1	1				
生活相談員	1	1	1				介護福祉士＝1名
介護職員	13	15	14	1			介護福祉士＝13名以上
看護職員	2	2	2				正看護師＝1名以上 准看護師＝1名以上
機能訓練指導員	1	1	1				准看護師＝1名以上
計画作成担当者	1	1		1			介護支援専門員＝1名以上

7 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
管理者	8:00～17:00	4週8休
生活相談員	9:00～18:00	4週8休
介護職員	早勤① 6:00～15:00 早勤② 7:00～16:00 日勤 9:00～18:00 遅勤① 10:00～19:00 遅勤② 11:30～20:30 遅勤③ 13:00～22:00 夜勤 22:00～7:00	4週8休
看護職員	早勤 7:00～16:00 日勤 8:00～17:00 遅勤 9:00～18:00	4週8休
機能訓練指導員	9:00～18:00	4週8休
計画作成担当者	9:00～18:00	4週8休

8 サービスの概要

介護保険対象サービス

サービス項目	サービス内容
食事	入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入居者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の入居者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
排泄	入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄介助の自立についても適切な援助を行います。
入浴	年間を通じて週に2回の入浴または清拭を行います。 入浴時の衣類の洗濯を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助をします。

	シーツ交換は、週 1 回行います。
機能訓練	機能訓練指導員による入居者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。 当施設の保有するリハビリ器具 歩行器 シルバーカー 平行棒
健康管理	看護師による健康管理に努めます。また、緊急時等必要な場合は、主治医あるいは協力医療機関等と連携し対応します。 入居者が医療機関に通院する場合は、その介添えについて家族の協力をお願いします。
相談及び援助	入居者およびその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 (相談窓口) 生活相談員 吉村 圭子
社会生活上の便宜	必要な教養娯楽用品を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、各種行事を企画します。 主な教養娯楽活動 ① クラブ活動（書道、絵手紙、探健）等 ② 随時、行事、レクリエーションを実施しています。

介護保険外サービス

サービス項目	サービス内容
理髪・美容	出張による理髪サービスを利用できます。 出張による美容サービスを利用できます。
日常生活品の購入代行	利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスを利用できます。
洗濯	入浴時以外の衣類又は、その他洗濯可能な繊維製品の洗濯を希望時に行います。
金銭管理	自らの手による金銭管理が困難な場合は、金銭管理サービスを利用できます。詳細は下記の通りです。 管理する金銭の形態 ・ 指定する金融機関の預金通帳に預け入れているものを施設で管理します。(東濃信用金庫) お預かりするもの ・ 上記の預金通帳と通帳印（原則として、1 つ）です。 保管場所 ・ 通帳は、当施設 1 階事務所大金庫、通帳印は小金庫です。 保管管理責任者 ・ 施設長が責任をもって管理します。
病院受診同行サービス	救急搬送時を除き、入居者が医療機関に通院する場合に家族の介添えが困難な場合に限り職員が同行を行います。

9 利用料

国の定める基準に従い、生活費・事務費・管理費・介護給付費を合算した額を月々お支払いして頂きます。

介護保険対象サービスに係る 1 日あたりの点数

項目	特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護料
要支援 1	183 点
要支援 2	313 点
介護度 1	542 点
介護度 2	609 点
介護度 3	679 点
介護度 4	744 点
介護度 5	813 点

加算 ※該当する加算のみの請求となります

項目	サービスの提供に要する費用
介護・介護予防認定を受けている方	サービス提供体制加算強化加算（Ⅰ） 22 点/日 サービス提供体制加算強化加算（Ⅱ） 18 点/日 サービス提供体制加算強化加算（Ⅲ） 6 点/日 （状態の軽い段階で入居した特定施設の入居者が重度化した場合でも、引き続き、当該の施設においてサービスを提供し続けるために介護体制の確保を推進する）
介護・介護予防認定を受けている方	協力医療機関連携加算（Ⅰ） 100 点/月 協力医療機関連携加算（Ⅱ） 40 点/月 （協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること）
介護・介護予防認定を受けている方	個別機能訓練加算（Ⅰ） 12 点/日 個別機能訓練加算（Ⅱ） 20 点/月 （機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を 作成し、計画的に機能訓練を実施する）
介護・介護予防認定を受けている方	認知症専門ケア加算 （Ⅰ） 3 点/日 （Ⅱ） 4 点/日 （認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体が実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供することについての評価）
介護認定を受けている方	看取り介護加算（Ⅰ） ・死亡日 1,280 点/日 ・死亡日前々日、前日 680 点/日 ・死亡日 30 日前～4 日前 144 点/日 ・死亡日 45 日前～31 日前 72 点/日 （入居者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、特定施設入居者生活介護 における看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化を PDCA サイクルにより推進することを要件として、死亡日以前の手厚い看取り介護の実施を図る）
介護認定を受けている方	夜間看護体制加算（Ⅰ） 18 点/日 夜間看護体制加算（Ⅱ） 9 点/日 （夜間の緊急時における対応や適切な処置を行うために、看護体制を整備している事業所に対して評価）
介護認定を受けている方	退院・退所時連携加算 30 点/日 （病院等を退院した者を受け入れる場合の医療提供施設との連携等を評価する加算を創設し、医療提供施設を退院・退居して特定施設に入居する利用者を受け入れた場合についての評価）
介護・介護予防認定を受けている方	若年性認知症入居者受入加算 120 点/日 （若年性認知症の方やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症の方を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについての評価）
介護・介護予防認定を受けている方	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10 点/月 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5 点/月 （協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保しており、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること）
介護・介護予防認定を受けている方	生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100 点/月 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10 点/月 （介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、入居者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員負担軽減に資する方策を検討すること）
介護・介護予防認定を受けている方	新興感染等施設療養費 240 点/日 （入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入居者に対し適切な感染対策を行った上で該当する介護サービスを行うこと）

介護・介護予防認定を受けている方	退居時情報提供加算 250 点/回 (医療機関へ退居する入居者等について退居後の医療機関に対して入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供する)
介護・介護予防認定を受けている方	口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) 20 点/回 *6 ヶ月に 1 回の算定 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) 5 点/回 *6 ヶ月に 1 回の算定 (介護サービス事業所の従業員が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに入居者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を入居者を担当する計画作成担当者に提供していること)
介護・介護予防認定を受けている方	科学的介護推進体制 (Ⅰ) 40 点/月 (入居者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況と心身状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出する)
介護・介護予防認定を受けている方	ADL 維持加算 (Ⅰ) 30 点/月 ADL 維持加算 (Ⅱ) 60 点/月 (自立支援、重度化防止に向けた取組の評価)

※契約者様の介護保険負担割合証の負担率にて請求させていただきます。

※上記以外に介護職員等処遇改善加算の負担が発生します。なお、国が定める算定率により負担率が変動します。

多治見市 地域区分

地域区分	その他地域 (1 点 10 円) → 7 級地 (1 点 10.14 円)
------	---------------------------------------

※合計単位×10.14 円 (1 円未満切り捨て) の 1～3 割が利用料金となります。

介護保険外サービスに係る料金 (基本料金：事務費) (月額)

対象収入による階層区分	サービスの提供に要する費用
1,500,000 円以下	10,000 円
1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000 円
1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000 円
1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000 円
1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000 円
1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000 円
2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000 円
2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000 円
2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000 円
2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000 円
2,400,001 円以上	48,000 円

※対象収入は前年の収入から租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入

介護保険外サービスに係る料金 (基本料金：管理費・生活費) (月額)

月額管理費	52,200 円
生活費	48,767 円
共益費	11,000 円

※冬期加算、11 月～3 月にかけて、生活費に月額 2,712 円が加算されます。

※管理費は分割払い、一部前納払があります。(ご相談に応じます。)

退居時前納金が残っている場合は清算いたします。

介護保険外サービスに係る料金（その他費用）

項目	費用
レクリエーションや日常生活上必要となる諸費用	レクリエーション、クラブ、喫茶に参加して頂いたご利用者には、教養娯楽費に要する費用の実費をご利用者に負担頂きます。
理容・美容に必要な費用	実費
日用品に必要な諸費用	1 日 63 円 箱ティッシュ 5 箱/月 トイレトペーパー 20 個/月 提供が含まれます。上限を超えた場合の使用数は実費負担となります。
通帳管理料	1 ヶ月 2,200 円
コピー代	1 回 10 円
領収書再発行手数料	1 回 1,100 円
その他文書発行手数料	1 回 550 円
洗濯料金	洗濯機 1 回使用 110 円 乾燥機 1 回使用 110 円 個別洗濯代 1 回 220 円
駐車料金	1 か月 3,300 円
水道光熱費	実費
医療材料費	ガーゼ 実費 吸引カテーテル 実費
病院受診同行サービス費	2 時間まで 1 回 10,000 円 2 時間以上 10 分ごとに 1,000 円追加

ベッドのレンタルに係る料金

介護用ベッド・マットレスレンタル料	1 日 28 円
-------------------	----------

寝具類のレンタルに係る料金

品 名	交換回数	洗濯・補修の基準	金 額
難燃 掛布団	年 1 回	洗濯（丸洗い）、乾燥	1 日 75 円
難燃 ベッドパッド	同上	洗濯、雑菌消毒、乾燥	
難燃 キルトケット	同上	洗濯（丸洗い）、乾燥	
難燃 枕	同上	側洗濯補修、中身入れ替え	
難燃 掛布団カバー	週 1 回	洗濯、アイロン仕上げ、補修	
難燃 敷布	同上	同上	
難燃 枕カバー	同上	同上	

（寝具類の弁償に係る費用）

	紛 失	破損・焼損	汚 損
難燃 掛布団	9,900 円	10,450 円	1,870 円
難燃 ベッドパッド	4,950 円	5,500 円	1,210 円
難燃 キルトケット	6,160 円	6,600 円	1,045 円
難燃 枕	1,650 円	1,980 円	550 円
難燃 掛布団カバー	4,070 円	3,850 円	330 円
難燃 敷布	2,970 円	2,750 円	275 円
難燃 枕カバー	440 円	440 円	220 円

10 苦情の申し立て先

事業所の苦情受付担当	窓口担当者 吉村 圭子 受付時間 午前 9 時～午後 6 時 利用方法 電話 (0572) 21-3814 Fax (0572) 21-3815 苦情箱 (窓口に設置)
その他の申立先	多治見市介護保険調整委員会 (市役所福祉部高齢福祉課) 利用方法 手紙、直接市役所へ 〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町 1 丁目 233 番地 電話 (0572) 22-1111 Fax (0572) 25-6434 岐阜県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口 受付時間 午前 9 時～午後 6 時 利用方法 手紙 〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係 直接申し出る場合 岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 5 階 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係 電話 (058) 275-9820 Fax (258) 275-7635
苦情解決第三者委員	司法書士 柳生 唱一 多治見市豊岡町 3-48 柳生司法書士事務所 (0572) 26-8855 弁護士 石垣 智康 多治見市宮前町 2-46 石垣法律事務所 (0572) 23-6305

11 協力医療機関

医療機関の名称	前川ファミリークリニック
院長名	前川 博信
所在地	多治見市錦町 1-21
電話番号	(0572) 22-0682
診療科	総合内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、小児科
救急指定の有無	無

12 歯科医療機関

名称	多治見歯科医師会
所在地	多治見市音羽町 3 丁目 12
電話番号	0572-23-9162

13 事故発生時の対応

事故発生時の対応	入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町村・入居者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。
----------	--

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める「社会福祉法人美徳会 消防計画」及び「地震防災応急計画」により対応を行います。			
平常時の訓練等 防災設備	別に定める「社会福祉法人美徳会 消防計画」及び「地震防災応急計画」により年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	3箇所
	非難階段	2箇所	屋内消火栓	6箇所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	24箇所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
消防計画書	消防署への届出日：平成26年2月28日 防火管理者：春日部徹			

1.5 当施設のご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（午前9時～午後6時）を遵守し、必ずその都度職員へ当施設指定の面会票をお渡し下さい。面会時間外での面会は、事前に連絡してください。 来訪者が宿泊される場合は必ず許可を得てください。 簡易ベッド使用料 1泊500円
外出・外泊	外泊・外出の際には外出・外泊届を提出してください。 感染症が流行する時期は、近隣の状況を確認しながら面会禁止や外出の禁止をお願いする場合があります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって使用してください。これに反して使用し破損等が生じた場合は、賠償していただく場合があります。
飲酒・喫煙	飲酒・喫煙はお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
宗教・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

1.6 虐待の防止について

事業者は、入居者等の人權の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 7 身体拘束等の禁止

事業所は、原則として入居者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、緊急やむを得ない場合は必要最小限の範囲内で身体的拘束を行う事があります。身体的拘束等を行う場合はその態様及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、5年間保存します。

また、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体的拘束等の適正化を図るための委員会を定期的に開催し、積極的に身体的拘束をなくすための取り組みを図っています。
- (2) 身体的拘束等の適正化を図るための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対して、身体的拘束等の適正化を図るための定期的な研修を実施しています。

1 8 業務継続計画の策定について

- (1) 事業者は感染症や非常災害時の発生時において、入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に研修を実施しています。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 9 衛生管理等

- (1) 特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者の周知徹底を図っています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

指定特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に際し、下記説明者より、本書面に
基づき重要事項の説明を受けたことを確認します。

説明者 職名（ 生活相談員 ） 氏名 吉村 圭子 ⑩

契約者は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合に
備えて、契約者の家族等である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権
利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意いたし
ます。

記

代理人 住 所
氏 名
続 柄
電話番号

上記の契約を証するため、本書3通を作成し、契約者又は代理人、保証人、事業者が署
名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住 所
氏 名 印
電話番号

代理人 住 所
氏 名 印
電話番号

保証人 住 所
氏 名 印
電話番号

事業者 住 所 岐阜県多治見市上山町1-97-2
事業者名 社会福祉法人 美徳会
事業所名 ケアハウス ビアンカ
施設長 西尾 真由弓 印